

令和2年度 (一社)越前市観光協会 観光バスツアー助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、越前市への観光バスでの来訪者数を増加させるため、市内で周遊観光をするバスツアー(以下「ツアー」という)を実施するもの(以下「助成対象者」という)に対し、(一社)越前市観光協会 観光バスツアー助成金(以下、「助成金」という)を交付することについて、(一社)越前市観光協会 補助金等交付規則(以下「交付規則」という)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 この要綱に基づき交付する助成対象者は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1)越前市以外からのツアーであること。
- (2)第3種旅行業者以上の登録をしている事業者であること。
- (3)添乗員、乗務員等を除くツアーの参加者が15人以上であること。
- (4)別表の観光バスツアー助成対象施設(以下、「対象施設」という)において、食事・体験・宿泊のいずれかひとつ以上を行い、かつ、別の対象施設に立ち寄ること。
- (5)ツアーの参加者が特定の政治又は宗教活動を目的とした団体でないこと。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は次の表のとおりとする。

① 食事または体験の場合	助成金額	② 宿泊の場合	助成金額
食事または体験 ⊕	300円/1人	宿泊 ⊕	800円/1人
市内観光施設立寄り		市内観光施設立寄り	

※食事・体験かつ宿泊をした場合は、宿泊の助成を対象とする。

※助成額の上限はないものとする。

※食事または体験については、1名あたりの合計金額が500円以上のものを対象とする。

※助成金は予算の範囲内で交付するものとし、越前市が実施する他の助成、補助金を受ける場合は助成しない。

(助成金の交付の申請)

第4条 助成金の交付を申請しようとするもの(以下「申請者」という)は、ツアー出発日(募集型企画旅行の場合は、ツアー出発初日)の2週間前までに、次に掲げる書類を(一社)越前市観光協会長(以下「会長」という)に提出しなければならない。

- (1)観光バスツアー助成金交付申請書(様式第1号)
- (2)行程表(ツアー名、行程がわかるもの)
- (3)募集チラシ等(募集型企画の場合のみ)

(助成金等の交付の決定及び通知)

第5条 会長は、助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、適当と認めるときは速やかに助成金の交付を決定し、観光バスツアー助成金交付決定通知書(様式第2号。以下「通知書」という)により、申請者に通知するものとする。

(ツアーの中止等)

第6条 申請者は、前条の交付の決定及び通知を受けたツアーが中止または参加者が15人未満となった場合は、ツアー実施予定日までに通知書により当協会へ報告しなければならない。

2 前項によるツアーの中止等の報告があったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

(実績報告及び助成金の交付請求)

第7条 助成金の交付の決定を受けた者は、ツアー実施後1か月以内に次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 観光バスツアー実績報告書(様式第3号)
- (2) 行程表(ツアー名、行程がわかるもの)
- (3) 食事・体験、宿泊、立寄り証明書(様式第4号)
- (4) 食事・体験代、宿泊代の領収書、クーポン等の写し(日付・人数が明記されているもの)
- (5) 観光バスツアー助成金交付請求書(様式第5号)

(交付金額の確定及び交付)

第8条 会長は、前条の実績報告書を受けた場合においてその内容を審査し、適当と認めるときは交付すべき助成金の額を確定し、観光バスツアー助成金確定通知書(様式第6号)により申請者に通知し、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付の決定の取り消し等)

第9条 会長は、詐欺その他不正の行為により助成金の交付を受けた者に対しては、交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に助成金が交付されていたときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。